主 文

本件請求をいずれも棄却する。

理 由

第1 本件請求の趣旨及び理由

弁護人作成の類型証拠開示に関する裁定申立書に記載のとおり。

第2 当裁判所の判断

別紙記載のとおり。

(裁判長裁判官 的場純男,裁判官 西野吾一,裁判官 松岡浩美)

別紙

- 1 まず,検察官作成の平成19年3月2日付けの意見書及び一件記録により認められる弁護人の類型証拠開示請求に対する検察官の対応状況にかんがみると,弁護人作成の類型証拠開示に関する裁定申立書別紙「開示を求める証拠」1,2 及び3ないし5各記載の証拠については,検察官に対し一覧表の提示を求める必要性があるとまではいえず,未開示の証拠は存在しないと認めるのが相当である。
- 2 また,同2 記載の証拠について,弁護人は,刑事訴訟法316条の15第1項第6号に該当するとして開示を求めている。しかしながら,特定の検察官請求証拠の証明力を適切に判断するために重要な一定類型の証拠の開示を認めるという刑事訴訟法316条の15の規定の趣旨等からすると,同条第1項第6号における「事実の有無に関する供述」とは,その事実の有無に関する原供述を意味するものと解するのが相当である。そこで,本件について検討するに,同2 記載の証拠のような目撃者等から事情聴取した結果を記載した捜査報告書が,検察官作成の平成19年1月22日付け証明予定事実記載書第1の3(3)第2文記載の事実の有無に関する原供述者たる目撃者等の供述録取書等でないことは明らかであるから,同2 記載の証拠は,刑事訴訟法316条の15第1項第6号に該当しない。
- 3 よって,検察官が同法 316条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めることはできないので,主文のとおり決定する。